

おすすめの老い支度は、「任意後見制度」です。

認知症などで判断能力が低下する前に、あなたが信頼できる人（親族、知人、弁護士、司法書士、法人など誰でも可）と「任意後見契約」を結んでおくことで、将来、判断能力が低下したときに、契約内容に応じて支援してもらえます。

また、合わせて、「見守り契約」「任意代理契約」「死後事務委任契約」を結んでおくことで、判断能力の低下に気づいてもらえたり、判断能力低下前の手続きを代理で行ってもらったり、亡くなった後の火葬や残存家財の片付けなどを依頼できます。

任意後見制度について、詳しくは成年後見センターにご相談ください。

大切なのは、人とのつながり

任意後見制度特集



センターだより 15号



地域の人、友人、親族とつながりがあると、ご自身に異変があったとき、誰かが気づいてくれます。また、生き生きと生活するうえで、「つながり」はとても大切です。

「老い支度」を考えると、サロン活動に参加する、ご自身でできるボランティアをはじめると、「つながり」も一緒に考えましょう！

今からはじめる「老い支度」講座

開催日時：令和3年7月20日（火）
14時～16時

開催方法：ZOOM（オンライン）

対象：区内在住、在勤、在学の方

定員：ZOOM 25名 会場 10名

申込〆切：7月13日（火）

申込方法：新宿社協ホームページに掲載

※オンライン環境がない方に限り、新宿社協の会議室での参加も可能です。

※定員を超えた場合、抽選を行います。

今号のテーマ「老い支度」の講座を開催します！！

おまちしています

～ 後見人等交流会について ～

- 新宿区内で活動する後見人等のみなさまが、気軽に話し合える「後見人等交流会」を8月上旬に開催予定です！
- 詳細は7月上旬頃、ホームページでお知らせします。

成年後見

センターだより 第18号

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和3年6月1日発行

今からはじめる「老い支度」

将来の不安に備えたい！でも何から考え始めればいいのか…そんな方へ、今号では、今後どんなことに備えていくべきかをみなさんと一緒に考えていきます。



あなたが心配していることは、どんなことですか…？

次ページの赤数字のところを **チェック!**

- ひとり暮らしで不安。だれかとつながれる場はないのかな？ ⇒2-①,③,④、3-①
- 入院になったとき、手続きはどうなるの？ ⇒1-①
- 認知症になったら、代わりに施設の手配や金銭管理をしてほしい。 ⇒1-②,③,④
- 電球が切れたら一人で交換できない？ ⇒2-②
- いろいろな手続きが難しい… 手伝ってくれるのかな？ ⇒1-①,④
- 亡くなった後の葬儀をどうしよう… 家財処分はどうなるの？ ⇒1-⑤,⑥、3-②,③
- 介護が必要になった。どこに相談すればいい？ ⇒4-①
- 自宅や外出先で急に倒れたらどうしよう？ ⇒3-①、4-②,③
- 遺言を作りたいけど、どうしたらいいのかな？ ⇒1-⑥



心配なことは、ご自身の状況により違いがあります。何を備えたら安心できるか、自分らしい「老い支度」を考えてみましょう。

新宿区成年後見センター

【住所】〒169-0075

新宿区高田馬場1-17-20（新宿区社会福祉協議会内）

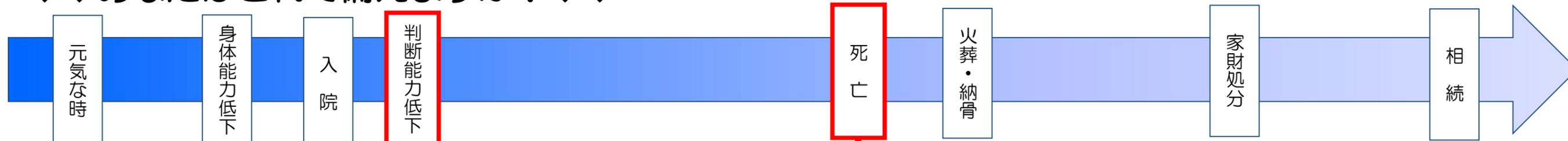
【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【ホームページ】http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時

◆◆あなたはどれで備えますか？◆◆



1-① 見守り・任意代理契約
 任意後見契約に合わせて契約しておくことができます。
 任意後見が始まる前に契約内容に応じ、定期的な見守り訪問、入院時や金融機関の手続きを代わりに行うなど。

1-② 任意後見制度
 任意後見人が身上保護・財産管理を行います。
 ★裁判所での手続き後に始まります。

1-③ 法定後見制度
 後見人等が身上保護・財産管理を行います。
 ★裁判所での手続き後に始まります。

1-④ 地域福祉権利擁護事業
 契約者の福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理のお手伝いをします。

1-⑤ 死後事務委任契約
 任意後見契約に合わせて契約しておくことができます。
 火葬・納骨、残存家財の片付けなど。

1-⑦ 遺言
 「公正証書遺言」「自筆遺言」があります。
 「公正証書遺言」は公証役場で作成。「自筆証書遺言」は自分で作成し、自宅で保管、また、法務局で預かるサービスもあります。

2-① ボランティア活動
 ボランティア活動
 せび、自分にあった
 ボランティア活動

2-② ちょっと暮らしのサポート事業
 日常生活の困りごとを、地域のボランティアがお手伝いする、住民同士の支えあい活動です。

2-③ ふれあい・いきいきサロン
 地域住民が運営する居場所づくりの活動です。新宿社協が立ち上げ・運営の応援をしています。

2-④ 地域見守り協力員事業
 地域見守り協力員が月2回程、ぬくもりだよりを配布しながら、高齢者の生活を見守ります。

3-① あんしん居住制度 (A 見守りサービス)
 緊急通報装置や生活リズムセンサー等の利用により、自宅での緊急時に備えることができます。希望者は、訪問電話サービス(2週間に1度電話連絡)を利用できます。

4-① 介護保険制度
 介護が必要になったとき、介護保険サービスを利用できます。

4-② 高齢者見守りキーホルダー事業
 緊急時に身元確認につながるキーホルダーやシールを配布。65歳以上で外出に不安のある方対象。

4-③ 緊急通報システム
 自宅で緊急事態に陥った場合、無線発報器で警備会社に通報します。65歳以上で下記の方対象。
 ◎1人暮らしまたは65歳以上のみの世帯 ◎慢性疾患がある等、日常生活で常時注意を要する。

1-⑥ 永代供養 (菩提寺等)
 生前のうちに、納骨してほしい菩提寺へ永代供養の相談ができることがあります。

3-② あんしん居住制度 (B 葬儀の実施)
 契約者の死亡の連絡を受け、役所への届出、火葬、指定連絡先へ遺骨の引き渡しを手配します。

遺言について詳しくは…

 日本公証人連合会

3-③ あんしん居住制度 (C 残存家財の片付け)
 契約者の死亡の連絡を受け、指定連絡先と打合せの上、不要な家財すべての処分を手配します。

各事業の詳細はこちら…◆問合せ先 一覧◆

※制度の枠の色と問合せ先の枠の色が同じところにお問い合わせください。また、各事業は利用できる条件があります。

1 新宿区社会福祉協議会 成年後見センター
 03-5273-4522
 月～金 8:30～17:00(祝日除く)

2 新宿区社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
 03-5273-9191
 月～土 8:30～17:00(祝日除く)

3 東京都防災・建築まちづくりセンター
 03-5989-1784
 月～金 9:00～17:00(祝日除く)

4 新宿区役所 高齢者総合相談センター
 03-5273-4593
 月～金 8:30～17:00(祝日除く)